



行政書士 
— gyoseisyoshi-shizuoka —

2024

No.312

新春号

 しず  おか



「夏の棚田」

西遠支部 村松正利 会員



静岡県行政書士会

第28回写真コンクール入選作品



「古都の秋を満喫（東福寺通天橋）」

中遠支部 鎌田俊己 会員



「早春の庭園」

伊豆支部 石井康一 会員



「ビーチブランコの少女」

三島支部 野中房代 会員



「田舎の夏」

御殿場支部 三澤五朗 会員



「大場川のほとり」

伊豆支部 岩本信幸 会員



「4年ぶり、本番直前の御殿屋台」

西遠支部 竹内 一登 会員



「西伊豆の海」

富士支部 桑田 恭輔 会員



「モデル I.M (静岡支部 支部旅行にて)」

静岡支部 前田 芳秀 会員

CONTENTS

年頭のご挨拶	静岡県行政書士会会長 平岡 康弘…… 4
	静岡県知事 川勝 平太…… 5
	静岡県議会議長 中沢 公彦…… 6
	衆議院議員 宮澤 博行…… 7
令和6年新年賀詞交歓会……	8
令和5年度行政書士試験実施報告……	11
令和5年度日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会報告……	13
令和6年新年賀詞交歓会開催……	14
SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR ……	15
ADR調停報告	ADR調停員 古橋 洋美……16
令和5年度台風15号水害第3回災害対策本部立上訓練実施報告書……	17
私の履歴書……	21
「教えて先輩！」 ……	23
仕事に役立つIT活用 第20回「PDFファイルを編集しよう」	広報委員会 柴 友理……25
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会 酒井佑一郎……27
幸せの小箱	広報委員会 古橋 洋美……27
掲 示 版……	28
会員の動静……	29
会議議事内容……	35
編 集 後 記……	42



題「夏の棚田」

撮影日時 令和5年7月16日（日曜日）午前10時半頃です。

コメント 新型コロナが5類に移行後初めての散策、愛知県新城市の四谷の千枚田に行き高台から撮影。開墾された石積の美しい棚田と流れゆく雲の様子を見ることができ、ほっとしたひと時でした。

西遠支部 村松正利会員



新年のご挨拶

静岡県行政書士会会長 ひら おか やす ひろ
平 岡 康 弘

明けましておめでとうございます。

コロナ感染症も5類に移行し、社会はコロナ前の状況に戻りつつあるなかで、お仕事や日常生活に新たな志を抱き新年を迎えたことと思います。

しかし、その元旦の夕刻、石川県を中心に北陸地方広範囲にわたり能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらし、またその翌日羽田空港にて飛行機事故が起きるなど新年早々心を痛める出来事が続きました。震災ならびに事故でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。そして一日でも早い復旧と平穏な生活に戻れることを心より願っています。

去年は、野球のWBCでの日本の優勝、海外での大谷翔平選手の活躍、将棋では藤井聡太王将の史上初の八冠制覇など心躍る出来事が記憶に残っていることと思います。スポーツや将棋など力や知恵が繰り出す真剣勝負は、人が人に感動を与え、人を元気にする力を持っています。ロボットや機械が代わってすることは出来ません。近年急速に進むデジタル化のなかで、ここ数年聞きなれたAI（人工知能）ですが、まるで人間のように自然に質問に回答するチャットGPTが登場するなど、人に代わる技術が進歩していることを肌で感じ取ることが出来ます。私たちも含め多くの方がデジタル化、AIの普及に不安や危機感を抱いているのではないのでしょうか。

このような社会において、私たち行政書士はどう対応していったらいいのでしょうか。次に紹介するのは昨年12月7日に行われた学識者の方々と日本行政書士会連合会の役員との行政書士制度に関する意見交換会での学識者の意見です。

その中には、デジタル化は専門知識を持たない本人申請がしやすくなるため、不許可になるケースが増えることから特定行政書士の活躍の場が出てくるという意見がありました。これはあくまでも現行法の行政書士が作成した書類でしか扱えないという部分の法改正が必要となります。

また、行政のDXが進み、手続きは益々複雑化します。市民はどうしていいか分からないところを私たちは今まで同様、依頼者に寄り添い、その中間的役割を担い市民をサポートするということです。

なお、行政書士は弁護士法72条に抵触しない紛争のないものは何でもできるという特性を生かし、役人の言いなりにならず依頼者側に立って手続きを行うということです。それには当然に法的効果を生む書類の作成、その代理であるから法律や倫理を学び知見の向上に励む必要があります。

そしてまた、法律家より経営に精通している人が重要視されている傾向にあり、法の支配より経済効率性が第一になっているので、そこに視点を当てることも重要であるという意見もありました。

いずれにしても、デジタル社会においても生き残る術はたくさんあるようです。

現在、デジタル社会に機能する行政書士法の改正を進めているところですが、会員の皆様、関係者の皆様のお力添えをいただき、行政書士制度の発展に微力ながら事業を進めて参ります。

どうぞ、本年も宜しく願いいたします。



新年のご挨拶

静岡県知事 かわ川 かつ勝 へい平 た太

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、国際情勢の激変が引き起こす物価高騰や、激甚化、頻発化する自然災害など、地球規模で大きな影響がありました。一方で、コロナ後の社会経済活動の正常化へ動き出した中、本県は「東アジア文化都市」に選定され、日本の「文化の顔」、いわば「文化首都」として平和を希求するという理念の下、世界文化遺産登録10周年を迎えた富士山を中心に、日本文化の魅力を国内外に発信してまいりました。この大成功は、県民の皆様の御協力、平和の力に他なりません。改めて敬意を表し心から感謝を申し上げます。

和食がユネスコ無形文化遺産に登録されて10年が経ちました。食の文化は人々を平和にします。国内外からの誘客促進と地域の魅力向上を図るため、観光事業者と食材の生産者、料理人、食の研究者などが連携し、来訪者に感動体験を提供するガストロノミーツーリズムを推進してまいります。さらに、新潟県・長野県・山梨県・静岡県の中央日本四県が県境を越えて一体的に広域周遊を促進する黄金KAID Oプロジェクト、20周年を記念して開催される浜名湖花博2024など、幅広い分野で地域の特色を活かした取り組みを切れ目なく実施してまいります。

将来にわたり持続可能な地域形成を実現するためには、人材確保が不可欠です。多様な暮らし方や働き方への関心が高まり、住まいもその一つの選択肢となっている中で、子育て世代の転入は増加しており、多くの方から選ばれる県になっています。市町と連携して豊かな暮らし空間の形成や多様な働き方ができる住空間の整備への支援を行い、更なる移住・定住を促進してまいります。

コロナ禍を契機としたデジタル化の急速な進展、脱炭素社会の構築に向けた取り組み、人口減少社会、都市圏と地方圏の人口の格差といった社会課題をビジネスチャンスと捉え、解決に取り組むスタートアップが現れています。失敗を恐れずチャレンジできる社会風土の醸成に努めるとともに、志のあるスタートアップの夢を本県で実現できる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

人は体力が充実すると自信が付き、前向きな気持ちになれます。誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができ、かつ、スポーツと健康・食・医療・観光等を融合させるスポーツの総合産業化を進めてまいります。

県民の皆様の生命や財産を守るため、自然災害への備えや危機管理は最優先の取り組みです。国や市町、関係機関との連携により、不適切な盛土の通報・監視体制の強化、南海トラフ巨大地震による犠牲者の最小化に向けた自助の再認識や共助の対応力の向上、流域治水の推進による県土強靱化を進めてまいります。

世界クラスの資源・人材群を輩出している本県は、まさに日本を代表する地域です。日本の理想郷が今、形を表しつつあります。東アジア文化都市2023静岡県の成果を一つの契機にして、皆様元気に、そして自信を持って共に素晴らしいふじのくにを創ってまいりましょう。

結びに、今年一年の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。



新年のご挨拶

静岡県議会議員 なか 中 ざわ 沢 きみ 公彦 ひこ

元日に発生した能登半島地震により、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された全ての皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

静岡県行政書士会の皆様には、日頃より、無料相談会や行政手続きに関する助言などを通じ、県民の身近な相談先として豊かな暮らしの実現を御支援いただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

昨年5月以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、人々の移動もコロナ禍前の水準に戻ってくるなど、私たちは新たな未来に向かって歩を進めています。

特に、コロナ禍により大きく変化した働き方や価値観、行動などに対応しながら、物価やエネルギーの高騰、デジタル化や生成AIの驚異的な進化にも対応していかなければなりません。

こうした中、静岡県行政書士会の皆さまにおかれましては、許認可の申請や契約書の作成、各種の相談業務などをはじめ、国や県等の補助金や様々な支援制度の紹介、資金繰りのサポート等を行い、特に本県経済を下支え頂いております県内中小企業の経営基盤の維持、強化に寄与していただいております。

さらに、県民が急速なデジタル化の流れに取り残されることのないよう、行政手続きの専門家としてお力添えをいただいていることに、改めて感謝申し上げます。

今年の干支は辰、高みを目指し天翔る竜の年です。辰年は成長や開運の年とされており、これまでの努力が実を結び具体的な形を得る年とも言われています。

私ども県議会といたしましても、昇竜の如く、皆様と共に飛躍の年とするべく、山積する行政課題に取り組み、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう努めて参ります。

結びに、静岡県行政書士会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御多幸を心からお祈り申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

衆議院議員 みや 宮 ざわ 澤 ひろ 博 ゆき 行

(静岡県行政書士会 常任相談役)
静岡県行政書士会政治連盟

新年あけましておめでとうございます。

令和6年は能登半島地震と羽田空港事故から始まりました。被災された皆さまにはお見舞いを、亡くなられた皆さまにはお悔やみを申し上げます。災害に関しては一日も早い復興を、事故に関しては原因究明と再発防止を、政治・行政の立場からも全力で実現して参ります。

さて、今年前半は政治改革を大きな課題としなくてはなりません。政治資金をめぐる問題では当事者としてお詫び申し上げますとともに、信頼回復の先頭に立って参る覚悟です。

ただ、政治改革だけでは仕事をしていることになりません。政治の仕事は政策です。

防災、国土強靱化、安全保障、医療・福祉、少子化対策、教育、農業、環境、エネルギーなどなど、課題は山積していますが、特に、行政書士の先生方に重大な役割をお引き受け頂いているものを挙げるとすると、空き家対策と外国人労働者問題だと思います。

まず、空き家対策については、私も当事者になってしまいました。祖母方の子孫という遠い親戚の空き家の相続放棄について、私の母親が実印の押印を求められたのです。時の流れとともに対象者が増え、その事務量も膨大です。しかし、これがなくては空き家の処分はできません。行政書士の先生方のご労苦によって、諸問題が解決するのですから、当事者としても政治の立場からも、深く感謝申し上げます。

もう一つの外国人労働者については、人口減少が進む日本では、外国人労働者はなくてはならない存在となりました。現在、法務省はじめ政府で制度改正について詰めの検討がなされておりますが、使いやすくかつ権利が守られる制度に改正し、働く国として魅力ある日本にしていかななくてはなりません。出入国に関する事務は行政書士の先生に担って頂いております。今後の日本の経済を支える大事な分野でのご活躍をご期待申し上げます。

このように、令和6年は、これまで準備してきたものが表に現れて形になる年となるでしょう。それを支えているのが行政書士の皆さんです。役割はさらに重くなるものと存じます。それゆえ、今年一年のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

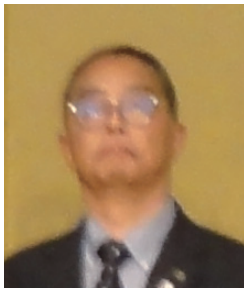
令和6年新年賀詞交歓会

令和6年1月26日、ホテルアソシア静岡にて新年賀詞交歓会が開催されました。
ご多忙の中、多くのご来賓に出席いただき、盛大に執り行うことができました。



平岡康弘
会長

令和6年1月26日(金)
ホテルアソシア静岡「駿府」



永井克典
コスモス静岡支部長



中山正道
政連会長



児島良孝
名誉会長

【ご挨拶をいただいたご来賓の方々】——



日本行政書士会連合会
会長代理 副会長 高尾明仁様



日本行政書士政治連盟
会長 井口由美子様



静岡県議会議長
中沢公彦様



衆議院議員
井林辰憲様



衆議院議員
塩谷 立様



参議院議員
牧野京夫様



参議院議員
片山さつき様



衆議院議員
宮澤博行様



衆議院議員
小山展弘様



参議院議員
若林洋平様



衆議院議員
田中 健様

令和6年新年賀詞交歓会

御招待者

(国会議員・県議会議員は選挙区順)

静岡県知事	川勝 平太 様	静岡県議会議員	四本 康久 様
静岡県議会議員	中沢 公彦 様	静岡県議会議員	木内 満 様
静岡市長	難波 喬司 様	静岡県議会議員	早川 育子 様
浜松市長	中野 祐介 様	静岡県議会議員	鈴木 澄美 様
在浜松ブラジル総領事	ガルシア・アウデーモ 様	静岡県議会議員	伴 卓 様
静岡市議会議員	井上 恒彌 様	静岡県議会議員	盛月 寿美 様
浜松市議会議員	戸田 誠 様	静岡県議会議員	望月香世子 様
衆議院議員	上川 陽子 様	静岡県議会議員	松井 優介 様
衆議院議員	井林 辰憲 様	静岡県議会議員	天野 一 様
衆議院議員	小山 展弘 様	静岡県議会議員	小長井由雄 様
衆議院議員	深澤 陽一 様	静岡県議会議員	山本 彰彦 様
衆議院議員	細野 豪志 様	静岡県議会議員	天野多美子 様
衆議院議員	勝俣 孝明 様	静岡県議会議員	遠藤 行洋 様
衆議院議員	城内 実 様	静岡県議会議員	佐地 茂人 様
衆議院議員	塩谷 立 様	静岡県議会議員	相坂 摂治 様
衆議院議員	大口 善徳 様	静岡県議会議員	杉山 淳 様
衆議院議員	渡辺 周 様	静岡県議会議員	牧野 正史 様
衆議院議員	田中 健 様	静岡県議会議員	良知 淳行 様
衆議院議員 (行政書士)	宮澤 博行 様	静岡県議会議員	佐野 愛子 様
参議院議員	榛葉賀津也 様	静岡県議会議員	落合 慎悟 様
参議院議員	片山さつき 様	静岡県議会議員	西原 明美 様
参議院議員	牧野 京夫 様	静岡県議会議員	桜井 勝郎 様
参議院議員	平山佐知子 様	静岡県議会議員	河原崎 聖 様
参議院議員	若林 洋平 様	静岡県議会議員	大石 健司 様
静岡県議会議員	加畑 毅 様	静岡県議会議員	河原崎 全 様
静岡県議会議員	中田 次城 様	静岡県議会議員	赤堀 慎吾 様
静岡県議会議員	野田 治久 様	静岡県議会議員	増田 享大 様
静岡県議会議員	土屋 源由 様	静岡県議会議員	小沼 秀朗 様
静岡県議会議員	藤曲 敬宏 様	静岡県議会議員	伊藤 謙一 様
静岡県議会議員	岩田 徹也 様	静岡県議会議員	伊藤 和子 様
静岡県議会議員	宮沢 正美 様	静岡県議会議員	江間 治人 様
静岡県議会議員	伊丹 雅治 様	静岡県議会議員	川崎 和子 様
静岡県議会議員	加藤 祐喜 様	静岡県議会議員	沢田 智文 様
静岡県議会議員	蓮池 章平 様	静岡県議会議員	中谷多加二 様
静岡県議会議員	杉山 盛雄 様	静岡県議会議員	竹内 良訓 様
静岡県議会議員	曳田 卓 様	静岡県議会議員	杉本 好重 様
静岡県議会議員	坪内 秀樹 様	静岡県議会議員	鈴木唯記子 様
静岡県議会議員	和田 篤夫 様	静岡県議会議員	田中 照彦 様
静岡県議会議員	勝俣 昇 様	静岡県議会議員	鈴木 啓嗣 様
静岡県議会議員	鳥澤 由克 様	静岡県議会議員	田口 章 様

静岡県議会議員	山本 隆久 様	栃木県行政書士会会長	安野 光宣 様
静岡県議会議員	飯田 末夫 様	愛知県行政書士会会長	竹田 勲 様
静岡県議会議員	鈴木 利幸 様	日本行政書士会連合会事務局長	毛利 史朗 様
静岡県議会議員	良知 駿一 様	静岡県弁護士会会長	杉田 直樹 様
静岡県議会議員	阿部 卓也 様	東海税理士会静岡県支部連合会会長	大畑 真也 様
静岡県議会議員	市川 秀之 様	静岡県社会保険労務士会会長	高妻 理愛 様
静岡県議会議員	田内 浩之 様	一般社団法人静岡県中小企業診断士協会会長	鈴木 宣二 様
常任相談役（行政書士）	植田 徹 様	公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会会長	宇野 篤哉 様
常任相談役（行政書士）	大石 哲司 様	静岡県土地家屋調査士会会長	赤堀 一通 様
顧問弁護士	青島 伸雄 様	静岡県司法書士会会長	井上 尚人 様
静岡行政監視行政相談センター所長	吉田 功児 様	静岡県司法書士政治連盟会長	中里 功 様
静岡県経営管理部長	京極 仁志 様	公益社団法人静岡県建築士会会長	飯尾 清三 様
静岡県経営管理部総務局長兼デジタル推進官	内藤 信一 様	一般社団法人静岡県建築士事務所協会会長	金丸 智昭 様
静岡県経営管理部総務局法務課長	森 隆史 様	公益社団法人静岡県公共職託登記土地家屋調査士協会理事長	安田 欣市 様
静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長	藤塚ひとみ 様	公益社団法人静岡県不動産鑑定士協会会長	堀 正美 様
日本大学国際関係学部部長	渡邊武一郎 様	公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部長	
日本大学国際関係学部事務長	宮地 秀哉 様	公益社団法人不動産保証協会静岡県本部長	疋田 貞明 様
学校法人常葉大学理事長	木宮 健二 様	静岡商工会議所会頭	岸田 裕之 様
常葉大学法学部長	吉崎 暢洋 様	静岡県商工会連合会会長	前澤 侑 様
静岡産業大学学長	堀川 知廣 様	静岡県中小企業団体中央会会長	山内 致雄 様
静岡産業大学経営学部部長	佐野 典秀 様	公益財団法人静岡県産業振興財団理事長	中西 勝則 様
中央大学大学院法務研究科教授	宮下 修一 様	日本公認会計士協会東海会会長	稲垣 靖 様
静岡県人権啓発センター長	根本 猛 様	一般社団法人静岡法人会会長	八木 稔 様
公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長		公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長	岩間 雄一 様
静岡大学学長	日詰 一幸 様	一般社団法人静岡県自動車会議所会長	酒井 公夫 様
公益社団法人静岡県国際経済振興会会長	吉林 章仁 様	一般社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部長	太田 勝之 様
弁護士法人長野法律事務所弁護士	長野 哲久 様	公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター理事長	森川 進 様
静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局長	原田 達彦 様	株式会社日本政策金融公庫静岡支店	
静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局		支店長兼中小企業事業統轄	岩間 徳英 様
組織犯罪対策課長	今川 桂一 様	島田掛川信用金庫理事長	千葉 靖史 様
公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター理事長	酒井 公夫 様	株式会社全行団代表取締役	相羽 利子 様
静岡県弁護士会民事介入暴力対策委員長	瀬野 真志 様	東京海上日動火災保険株式会社広域法人部長	田辺 健二 様
日本行政書士会連合会会長	常住 豊 様	損害保険ジャパン株式会社	
日本行政書士政治連盟会長	井口由美子 様	団体・公務開発部長	天谷 智宏 様
日行連関東地方協議会会長		株式会社ワイズ代表取締役社長	福澤 直樹 様
埼玉県行政書士会会長	関口 隆夫 様	一般財団法人建設業情報管理センター東日本支部長	小倉 貴良 様
群馬県行政書士会会長	古田島俊憲 様	静岡県農協葬祭事業連絡協議会会長	松尾 哲也 様
長野県行政書士会会長	和田 英幸 様	名誉会長	児島 良孝 様
山梨県行政書士会会長	有賀 一雄 様	相談役	宮本 達夫 様
新潟県行政書士会会長	相羽 利子 様	相談役	我妻 和男 様
東京都行政書士会会長	宮本 重則 様	相談役	鈴木 市代 様
神奈川県行政書士会会長	田後 隆二 様	相談役	倉田 七郎 様
千葉県行政書士会会長	関谷 一和 様		
茨城県行政書士会会長	古川 正美 様		

— 令和5年度 行政書士試験の実施報告 —

試験実施日：令和5年11月12日 日曜日

試験会場：日本大学国際関係学部（三島駅北口校舎）

行政書士試験が、今年も例年どおり11月の第2日曜日である12日に実施されました。

試験場責任者である五條副会長の下、会員及び事務局職員総勢110名のサポートを受けての実施となりました。

静岡県行政書士会が、一般財団法人行政書士試験研究センターより平成12年度に行政書士試験業務の委託を受けてから今回で24回目の試験の実施になります。

試験に先立って、11月2日木曜日に静岡商工会議所で説明会を開催し、全体及び担当部毎の打合せを行った上で本番に臨みました。

受験申込者数は1,376名（前年比－98名）、実際の受験者数は1,104名（前年比－74名）と昨年度より微減ではありましたが、出席率はおおよそ8割とたくさんの方が受験されました。

【11月2日 事前説明会】

実施マニュアル等説明



委嘱状伝達



【11月12日 行政書士試験当日】

朝の会



三島駅北口校舎入口



試験会場



受験生が続々と



試験説明



指示もテキパキ?



後片付け



仕分けもしっかり



お疲れ様でした！



合格発表は令和6年1月31日水曜日に公示され、全国の合格率が13.98%、静岡県の合格率は11.23%でした。

今年度も大きなトラブルなく、無事終了致しました。サポートをしていただいた会員の皆様のご協力に感謝致します。

令和5年度 日本行政書士会連合会と関東地方協議会との連絡会報告

日本行政書士会連合会（以下「日行連」。）は日本行政書士連合会関東地方協議会（以下「関東協」と協力し、関東協に所属する単位会（11単位会）の円滑な運営と連絡協調を図り、所属単位会の向上発展に努力することを目的として、令和5年11月20日(月)、11月21日(火)の2日間埼玉県さいたま市大宮区桜木町「ソニックシティ」及び「パレスホテル大宮」の両会場にて開催されました。

静岡会からは平岡会長、中山副会長、田畑副会長、土田副会長、戸本副会長、五條副会長、藤田副会長、鈴木常任理事、成瀬常任理事の9名が出席しました。

1日目の意見交換では①「総務部事業関係」として(1)一般倫理研修会関係(2)職務上請求書関係及び法人の解散・会務の電子化・ペーパーレス・会員への情報伝達など多岐にわたる情報交換。②「広報関係業務」では(1)広報活動関係としては当然の様に行政書士制度の認知度向上と業務拡大を企てる広報活動の効果とデジタル化。(2)会員への情報発信と一般への情報発信に対する広報誌の有り様を模索。③「建設環境関係業務」では(1)経管・専技の常勤性確認(2)JCIP申請と閲覧電子化について。④「国際関係業務」では(1)改正入管法関係(2)オンライン申請関係。⑤「市民法務関係業務」では(1)相続・その他市民法務関係(2)空き家・所有者不明土地対策関係。及び⑥会長会では(1)会務運営関係として、倫理研修・自治体からの業務委託・特定行政書士制度・金融機関との業務提携についてなど。(2)会務遂行関係としてBCP(事業継続計画)・決済システム・議事録等の電子化など。6つの分会にて喧喧諤諤——予定の2時間15分にはとても納まりがつかない様でした。

2日目はパレスホテル大宮にて全体会と常住豊会長より前日分科会の報告とともに日行連の当面の諸課題及び事業の説明、日行連に対する要望・意見等に対する回答、質疑応答。日本行政書士政治連盟の活動等について井口由美子会長より説明が有りました。

この2日間の有意義な連絡協議会の企画運営に当たった令和5年度関東協会長、埼玉会関口隆夫会長より次年度当番会の群馬会古田島俊憲会長に連絡会は引き継がれました。



令和6年新年賀詞交歓会開催

日本行政書士会連合会 日本行政書士政治連盟 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター共催

令和6年新年賀詞交歓会が下記のとおり開催されました。尚、静岡会はその前段として当会顧問国会議員への年頭挨拶回りを実施いたしました。衆・参両議員会館の衆議院第1・第2及び参議院の17名の顧問議員事務所を訪問しましたが、幸いにも牧野京夫議員ご本人とは直接面談が叶いました(写真)。

その後、会員相互の親睦と行政書士制度の発展を期して、日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟・公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターの共催となる令和6年新年賀詞交歓会が開催され、多数の参加がありました。

新年賀詞交歓会の開催について

- (1) 日時 令和6年1月19日(金)
- (2) 場所 ホテルオークラ東京
プレステージタワー1F「平安の間」
住所：東京都港区虎ノ門2-10-4



SBSラジオ『Scoopy』の生中継で行政書士業務のPR

10月18日に行われた沼津支部無料相談会に合わせ、SBSラジオ「ゴゴボラケ」の1コーナー、街角ステーションの9分間に生出演し、行政書士業務のPRを行いました。

平岡会長、杉本和也沼津支部長、菊池美弥広報委員の3名がScoopyの取材を受け、平岡会長が「行政書士業務」、杉本支部長が「沼津支部の活動」、菊池委員が「静岡県行政書士会の広報活動」について話をしました。

Scoopyのキャスタードライバー藤井さんからの「実家の土地にビオトープを作れますか？」という質問から、杉本支部長と平岡会長が回答をしつつ、行政書士業務の幅広い業務についてアピールすることのできた中継となりました。

平岡会長の「様々な場面でぜひ行政書士を頼ってください！」という心強い言葉がラジオをお聞きの皆さんの心に残ったのではないのでしょうか。



キャスタードライバーの方と、全体リハーサル。初のラジオ出演に杉本支部長と菊池委員は緊張Max。



メインで行政書士業務のPRをする平岡会長が、念入りに打ち合わせをしています。



中継開始直前の平岡会長と杉本支部長。スタジオの音声を聞きながら準備をしています。この後、スタジオの山田門努さんの元気な呼びかけから中継がスタートしました。



生中継終了後、「ゴゴボラケ」の看板とポスターをもって出演者全員と鈴木淳広報部長で記念撮影。行政書士は許認可業務や相続業務の他にも、大規模災害時の罹災証明代行やADRなど、幅広い分野で対応できることをPRした中継となりました！



ADR調停報告

西遠支部 古橋 洋美

ADRとはAlternative Dispute Resolutionの頭文字で、日本語では裁判外紛争解決手続きといいます。静岡県行政書士会では「行政書士ADRセンター静岡」を設置し、外国人と日本人の間に生じた紛争を扱っています。

令和5年3月、浜松市内にて初めての調停が行われましたので、ご報告いたします。

事件の概要ですが、申立人は日本人、相手方はフィリピン人でした。両者は同じ集合住宅に居住しています。2年半くらい前から上階に住む相手方が作る料理のにおいが気になり寝られない夜も多々あるため、一度集合住宅を管理する会社に間に入ってもらい話し合いを行いました。その結果、料理の時間を朝6時から10時にする、と約束したにも関わらず、相手方がその時間を守ってくれず困っている、何度も約束を守ってほしいと言ったのに全然約束を守らない、この状況を解決したいということでADRの利用申し込みがありました。

当日の主調停員は私が務め、副調停員は同じ西遠支部の遠山会員が務めることとなりました。今まで研修で学んだ内容を基に、事前に今回の事件の概要を理解し、調停前に両者に伝えなければならないことを整理するなど準備をして臨みました。しかし今回、今までの研修では学んでいない事項がありました。実は申立人は聴覚障害があるため父親がサポートを行うために同席をし、相手方にも通訳が同席をしていました。

まずは研修で学んだ通り、調停と裁判の違い、調停員は法律的なアドバイスや判断は一切するものではないこと、本話し合いは「やらされている」のではなく、「お互いの理解を深めるため、ご自身の意思で前向きに建設的に話し合いを行う」場であることの説明を行うと同時に、今回のケースとして、当事者以外の父親と通訳が同席しているがお二人はあくまで当事者のサポート役に徹していただくことをお願いしました。

さて、調停が開始され私たち調停員が目指すのは、各当事者からお話を伺い、お互いの主張を明らかにし、わかりやすく言えば「落としどころ」を探っていくことです。今回の一番のポイントは料理をする「時間」でした。既述のとおり、この件について一度管理会社を交えて話し合いを行ったことがありますが、なぜ相手方は約束を守らなかったのでしょうか？実は申立人は「朝6時～朝10時まで」としたつもりなのですが、相手方は「朝6時～夜10時まで」料理ができると理解していました。そのため、相手方はどうして申立人がそ

んなに怒っているのか全然理解ができませんでした。また全く約束を守ってくれない相手方に対し、申立人の不満がたまっていき強い口調となってしまったこともあり、相手方が恐怖を感じHICE（浜松国際交流協会）に相談していた、ということも分かってきました。

ここまで分かったら目指すべきはお互いが納得する「料理の時間」を探していくことです。申立人は午後8時に就寝するので夕飯を午後5時に食べます。その時に相手方の料理のにおいが入ってきては困るので、午後4時までに料理を済ませてほしいと主張します。しかし相手方は夜勤をしていて、昼から午後7時半まで就寝し、午後10時の出勤時間に合わせて食事をするため、午前6時から午後9時まで料理をしたいと主張します。そもそも、料理は24時間好きな時にできるのが普通じゃないかと。

話し合いは平行線となり、申立人から一旦考えさせてくれないかと申し入れがあり再度日程を調整し、調停を行うこととしました。しかし残念なことに後日申立人から調停を中止したいと話があったため、今回の調停は不成立となりました。

この調停ではお互いの主張を探るところはあまり難しいことではありませんでした。しかし相手方の主張の中で外国人に対する差別的な物言いや考え方に対し調停員として対処できなかったこと、あくまでもサポート役として同席を許したはずの父親がいつのまにか当事者として発言をしていたり、それを聞いた通訳も自分のことのように胸を痛め発言してしまったりしてしまい、調停自体の運営管理ができなかったことが大きな反省点として残りました。また静岡県ADRセンターの規定を読み込み、その規定はどのような状況に当てはめるものなのか、など理解ができていないことも明らかになりました。勉強不足を痛感したとともに、初めての調停経験は本当に良い経験になりました。静岡会で行っているADRは「外国人」と「日本人」との間の紛争です。ここには、それぞれの国における文化的な背景の違いから生じるすれ違いや個人のもつ「外国人」に対する考え方の違いから端を発するものも多いと思います。静岡会のADRが「日本人」と「外国人」のもつれた糸をほどく役割を担う制度として広く浸透していければと思っています。私も引き続き調停員としてのスキルを磨き微力ながらお役に立てるよう励んでいきたいと思っています。

以上

静岡県行政書士会 令和5年度 台風15号水害 第3回 災害対策本部立上訓練 実施報告書

日時：令和5年9月6日(水) 午前10時30分～11時45分

場所：静岡県行政書士会館3階

参加者：平岡会長，田畑副会長，土田副会長，戸本副会長，中山副会長，藤田副会長，小関常任理事，鈴木常任理事，成瀬常任理事，稲葉統括部長，曾根委員長，平島副委員長，上岡委員，見機委員，小川委員，伊藤委員，山本委員，鈴木事務局長，佐藤職員 計19名

【訓練内容】

1、目的の共有 稲葉洋行統括部長

2、本部長挨拶 平岡康弘会長



3、訓練内容について 曾根順子委員長

(配布資料：立上訓練詳細資料、令和4年台風15号による被害状況について)

- ・台風15号による大雨による水害 巴川浸水被害を想定し、実際に起きた令和4年台風15号の被害をもとに訓練を実施。
- ・発災日 令和5年8月31日(木)午前3時 家屋等・車両の浸水被害が発生
- ・被害の詳細は、「令和4年台風15号による被害状況について【第13・16報】」や「巴川水系巴川 洪水浸水想定区域図」を参照。
- ・県内沿岸部の被災地が分かる大きな地図を用意、現地対策本部の場所をマーキング。
- ・発災1週間後の令和5年9月6日に災害対策本部を立ち上げる想定。

4、被災支部の被害の概略(現地対策本部)

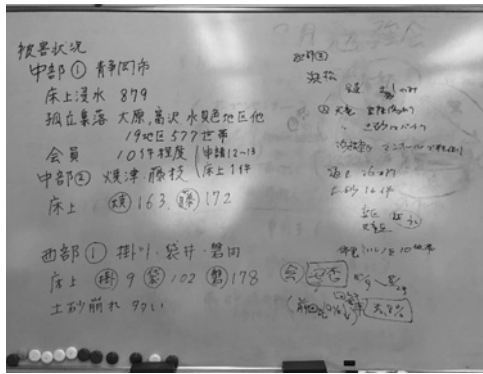
中部①(小関常任理事) →静岡市

中部②(戸本副会長) →焼津市・藤枝市

西部①(中山副会長) →掛川市・袋井市・磐田市

西部②(藤田副会長) →浜松市

- ・配布資料「令和4年台風15号による被害状況について【第13・16報】」などをもとに、各ブロックの責任者よりあらかじめ考えてきた被害内容の報告があった。
- ・報告があった被害内容について、ホワイトボードにまとめた。
- ・中央のテーブルに置いた大きな地図を見ながら、被害場所や現地災害対策本部、社協の場所等を確認した。



5、会員の安否確認 事務局

(配布資料：令和5年度安否確認訓練回答率一覧)

鈴木事務局長より、令和5年8月9日(水)～8月23日(水)の約2週間実施された会員安否確認訓練の結果を報告。お盆期間と重なっていたこともあり、昨年よりも回答率が下がり全体で35.8%だったとの報告があった。

6、県ボランティア本部からの情報提供 災害ボランティアネットワーク委員会 山本恵委員

静岡県の災害対策本部、静岡県災害ボランティア本部の設置状況、ボランティアの受け入れ等について報告があった。



7、保険加入について 曾根順子委員長

(配布資料：保険証券および保険内容パンフレットの写し)

2023年6月1日より1年間の契約で、会員が災害支援活動中にケガをしたり、入院した際の保険に加入しているため、途切れることなく補償されるとの説明があった。

8、士業連絡会の支援活動状況 小川和洋委員


弁護士会が中心となって県および静岡市と対応を協議し、9月7日にメーリングリストにて相談員の募集、翌8日にシフト決定、11日より相談会を開始する予定であるとの報告があった。基本は弁護士会が中心となるが、行政書士も出来ることはあるので、積極的な参加をお願いしたいとの依頼があった。

9、車両運行証明について 小川和洋委員

(配布資料：車両運行証明について)

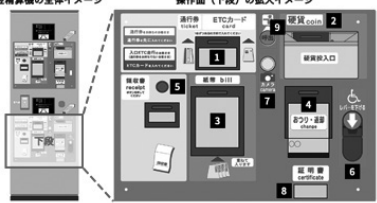
配布した資料をもとに、災害ボランティア車両の高速道路無料通行の流れについて説明があった。

・高速に入る時の料金所は「一般」の入り口から通行券を取って入ってください。❖
※この時にETCは無効化をしないと勝手に認識されて料金を取られてしまいます。入る前に必ず行ってください。❖



・出る時も同じように「一般」の出口から出ます。❖
・有人の場合は係員に通行証と免許証を渡します。❖
・無人の場合は呼び出しボタン(9)を押して係員と通話をします。❖
・「どうなさいました?」と聞いかげには「ボランティア通行です」と言えば指示があると思います。❖
・通行券を入れる(1)→免許証・通行証をカメラに提示(7)→通行証を証明書に挿入(8)というパターンになるかと思えます。

料金精算機の全体イメージ



・免許証や証明書の提示はカメラに向けてはっきりとわかるように提示してください。❖
・証明書は肌でめくれないように、免許証は指で隠れる場所がないよう見せ方を行ってください。❖
・行きも帰りも同じです。また、片道だけの利用は出来ませんので、必ず往復での利用をおこなってください。❖

※作成時の情報なので実際利用する場合は違っている場合もあります。利用する場合はネット等で最新情報の確認をお願いします。❖

積極的に利用で災害への協力をお願いします。❖



10、支援活動の対応・広報など協議 ファシリテーター：稲葉洋行統括部長

- ・罹災証明書発行支援については、静岡県行政書士会のホームページや市町ホームページにも掲載を依頼して周知をしたいとの説明があった。(稲葉統括部長)
- ・静岡県災害対策士業連絡会が実施する無料相談会に相談員を派遣する形で支援を行う。当該相談員への旅費日当の支給は、廃車相談が多い災害後1カ月を目途とし、その間は相談員を多めに配置したいとの提案があった。(稲葉統括部長)

- 昨年度の台風15号被害で行った士業連絡会無料相談会には、全体で1,200件相談があり、相談内容の報告書が提供されたので実績を今後の活動の参考にしたい。また、後日静岡市が被災者に行ったアンケートでは市民の97%は当該相談会のことを知らなかったと回答しているため、広報の方法等今後の課題となると意見を述べた。(曾根委員長)
- 災害時に被災証明書が罹災証明書よりも1月受付期間が遅くなり市民に大変な負担となった事案が紹介され、市町に同時に受付をしてもらうよう働きかけしていくべきとの意見を述べた。(藤田副会長)
- 士業連絡会の相談受付体制等についてマニュアル等の有無について質問があがり、マニュアル等はないが、これまでの支援活動をもとに複数士業がいっしょに相談を聞き、ワンストップで対応していると回答がされた。(成瀬常任理事・小川委員)
- 災害時に本会の災害対策支援本部のメンバーになっている会員のうち、地元や他士業で優先的に対応を求められる場合や、本人や家族の被災等の場合にはどうしたらいいか質問があり、状況に応じて対応できる方が対応し、実際の相談員等の支援に際しては被災地が属する支部及び隣接支部に協力を依頼していくことを確認した。(土田副会長・稲葉統括部長)
- 車両の浸水被害については、今回台風15号では3万台もの廃車台数となった。東日本大震災での岩手県の廃車台数が4万台という数字と比較しても大きな被害であった。にも関わらずメディアの露出が少なかったため、あまり取り沙汰されなかった。今回被害想定で使用した静岡県の被害状況資料には、車両の浸水被害の数値は一切記載がない。おそらく陸運局では廃車台数等は掌握している。行政機関の縦割りの壁が被害状況資料にも反映されている。(田畑副会長・曾根委員長)
- 士業連絡会の相談会において、罹災証明についての相談は行政書士会だけが行っているかとの質問があった。罹災証明は、相談会に参加している士業連絡会全体で相談を付けている。被災者から被害家屋調査の再認定の要請があれば、弁護士と建築士と一緒に相談者宅に出向くなどしている。ただし罹災証明の無料代理申請は、行政書士会だけが行っている活動であることを回答した。(平岡会長・曾根委員長)
- 士業連絡会の相談会において、車両の浸水被害の具体的な相談内容を教えてほしいとの質問があった。ローンで購入した車両を廃車することとなり、一括返済をローン会社から請求された。しかし手持ち金や他の借入金が出来ないなどの経済的な理由により返済が滞り困っている被災者の相談があったことを回答した。(中山副会長・曾根委員長)

11、協議事項のまとめ 事務局

12、課題の検討と反省 全員

13、閉会の挨拶 土田哲副会長



常任理事紹介 「わたしの履歴書」



静岡県行政書士会 常任理事 小関 剛

所 属：沼津支部

入 会 年：平成18年7月1日入会

主な役職

沼津支部副支部長 平成27年度～令和2年度

沼津支部支部長 令和3年度～令和4年度

常 任 理 事 令和5年度～現在

(経理委員会統括部長)

わたくし、生まれは駿東郡清水町、育ちは掛川市です。帝釈天で産湯は使っておりませんので姓は車でも、名は寅次郎でもございませぬ。小関剛と申します。常任理事1年生となります。行政書士と兼業で税理士業務も営んでおります。

小学校の低学年を沼津市で過ごし、父親の転勤に伴って掛川市に移り住みました。幼少期は甲子園出場の父親の影響を受け、野球しか頭にありませんでした。プロ野球選手にあこがれ、休日は小学校の野球少年団に参加していました。その後も中学校、高校、大学と野球部に所属していたため、同世代の流行モノはほとんど知りませぬ。野球の実力については、球速も変化球もそこそこで、毎日投げ続けさせても怪我をしない便利投手として、先輩後輩に愛される一流のバッティングピッチャーでございました。

その様な青春時代でしたから、気がつくと大学生活も終わり、卒業とともに幼少期を過ごした沼津市に戻りました。会計事務所の勤務を経て所属税理士となり、行政書士登録を行いました。最初は個人事務所でしたが、しばらくして並行して税理士法人イワサキの顧問税理士として申告書等の監査業務に従事しました。現在は代表社員として、日々、職責の自覚と葛藤しています。

さて、本会業務としましては経理部長を務めております。部長としての職務内容に鑑み、最近、最も関心の高い税制をご紹介します。それは、何といたしまして消費税のインボイス制度でしょう（原稿作成時点の令和5年12月）。令和11年までの経過措置はあるものの、実質的にすべての事業者に消費税の申告と納税を課そうとする大改正です。インボイスとは“請求書”のことであり、定型の請求書や領収書はありません。消費税の仕入税額控除を受けるにあたり、税務署の要請する内容の記載（インボイス番号、税率等）があれば、要件を満たした適格請求書として認められ、税額控除が可能となります。換言すれば、既存の請求書領収書様式を適格請求書に格上げさせる制度設計です。当該制度は消費税に限ってのことです。ここで、よくある質問事項もご紹介します。それは、適格請求書としての要件を満たしていないからといって、法人税や所得税の経費として認められないわけではありません。また逆に適格請求書を受け取る（保存する）ことが困難であるから、全ての決済をカード決済にすれば、仕入税額控除は認められるんだ、という勘違いも出回っております。そもそもの解釈として、税務上の必要経費に算入すべき金額は、収入金額（売上）を得るために直接要した経費の額（所得税法37条）とされています。したがって、カード明細だけでは何に使ったのか、何を買ったのかがわからず、仕入税額控除を受けられるかどうか以前の問題として経費性を立証できません。

これらの間違った解釈は、法の原文を読んでいないことや伝聞を都合よく解釈してしまうことにあります。行政書士の主業務は「官公署に提出する書類の作成及び提出を業として行う」ことですから、書類の作成方法をはじめ、提出の方法や期限など適用される法を根拠として正確に運用しなければなりません。業務範囲が広く、専門分野が多岐に分かれているとしても、自己の都合に合わせた解釈をしてしまうことのないように、立法の趣旨に鑑み、条文の立場になって、正確な知識を身に着けたいと思います。

そういえば、このような思考は高校野球のころに培ったような気がします。バッティングピッチャーとして、練習のときにはどのようなボールを投げれば打者の技術が向上するのか？また、どのようなボールを投げれば試合に臨む打者の調子が上げられるのか？を常に考えていました。逆に緩急を使った投球術で打者を打ち取ることは考えていませんでした。結果、エースナンバーを背負うことはありませんでしたが、そのときの経験は今に生きています。今更ながら補欠も悪くなかったな、と思っています。



静岡県行政書士会 常任理事 成瀬 記言

所 属：西遠支部

入 会 年：平成13年 4月13日入会

主な役職：

西遠支部副支部長 平成23年度～平成26年度

西遠支部支部長 平成27年度～平成28年度

理 事 平成29年度

(業務開拓PTキャプテン)

平成30年度

(新分野業務推進Gキャプテン)

令和3年度～令和4年度

(法人・知財・企業支援委員会委員長)

常 任 理 事 令和5年度～現在

(知財業務推進G統括部長、国際委員会統括部長)

「私は行政書士が好きです。」これは自己紹介によく使うフレーズです。

私が行政書士試験に合格したのは平成5年、当時社会人一年目でスポーツクラブのインストラクターをしていましたが一生働ける仕事を父に相談して勧められたのが行政書士でした。その後、試験までは仕事と就寝中を除いて勉強をし続けました。試験直前には夢の中でも勉強をしていて答えが分からなくて飛び起きたり睡眠のリズムが崩れて金縛りにあったりしました。心霊現象でないのに身体が動かない、耳鳴り、目の前が異常なほどに明るい、こんな体験はステキな金縛りです。

そして私が行政書士になったのは平成13年、「カバチタレ！」という法律を使って依頼者を守る行政書士の漫画・テレビドラマが流行った頃です。行政書士になるために修行中だったのでこれは絶好の機会！と登録しました。

憧れの行政書士になれた嬉しさと日々の業務の面白さが行政書士を好きな理由です。

今後も好きな行政書士でいるために、また生業としていくために、私自身業務に励みますが、役員としては、行政書士制度の維持と発展を図るために国民に頼られ選ばれる士業になることを目標に常に意識して取り組みます。

会員として役員として行政書士法の改正、特定行政書士、申請取次行政書士、ADR、成年後見、著作権相談員などの制度をすべて行政書士の活躍の場が広がるチャンスと受け止め、会員の皆さんで業務に結び付け生かしていくような活動をしていきたいと思っています。

また、デジタル化に代表されるAIで士業の仕事が無くなるような話もありますが、お客様が手続きや書類作成をする目的やその背景も考えて血の通う業務をし、多くのファンをつくり国民から行政書士がいてよかったと思ってもらえるような活動をしていきたいと思っています。

現在は役員として国際委員会と知財業務推進Gの統括部長、また会員として行政書士パワーアップ委員とコンプライアンス委員を担当しています。

国際委員会は主に外国人に関する業務を掌ります。静岡県は全国でも在留外国人が多く、また今後多くの外国人が県内企業に就労する可能性があります。外国人や県内企業が在留資格の手続きを会員にもっと多く依頼してくれるような関係づくりをしていきます。知財業務推進Gは今後のデジタル社会の中で重要になると考えられる著作権や農業分野における知財業務を掌ります。本会会員の知財業務活動は全国でもトップクラスです。これを将来に繋げていきたいと思っています。行政書士パワーアップ委員、コンプライアンス委員としては会員がお客様に選ばれる魅力ある行政書士になるような活動をしていきます。

でも行政書士と同じくらい好きなこともあります。それは高校二年生から続けているサーフィンです。休日は早朝から海に入ります。言葉で表現するのは難しいのですがその魅力は、青い空と海、海から見る白い砂浜や緑の山々、沖から近づいてくるうねりに緊張感を覚え、一度しか出会えない波に乗り、崩れる波と風と一体になってライディングする感覚です。初めて波に乗った時の感覚は今でも覚えています。これを知ってしまったらもうやめられません。

いつの日か、きれいな砂浜のある海岸の近くに陽が当たり風の通るシンプルな家を建てて映画「ビッグ・ウェンズデー」のようなサーフィン、車、仲間を中心とした暮らしをしたいと思っています。

これは夢ですが、そんなチャンスが来たら「好きな行政書士」もやめてしまうかもしれません、、、

教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q 建設業許可を取りたいのですが、という問い合わせを受けました。どのように対応すれば良いでしょうか？

また、令和5年1月より建設業許可・経営事項審査の電子申請が始まったと聞きましたが、それはどのようなものでしょうか？

A 【建設業許可について】

建設業を営む者のうち、大まかに言って工事1件の請負代金500万円（建築一式工事は1500万円）以上を請け負うためには建設業許可が必要です。

建設業の許可を受けるためには、次の要件をすべて満たしていることを証明する書類を揃えることができるか、申請者に確認します。

- 1 経營業務の管理責任者がいること
5年以上の建設業の経営経験
- 2 営業所の専任技術者がいること
一定の国家資格や10年以上の実務経験
- 3 請負契約に関して誠実性があること
- 4 財産的基礎・金銭的信用を有すること
500万円以上の自己資本
- 5 欠格要件に該当しないこと

ほとんどの場合静岡県知事許可であると思われるので、詳細については静岡県のホームページ「建設業のひろば」内「建設業の許可の手引き」を熟読することをおすすめします。

https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyo_koji/kensetsu/index.html

無事に許可が取れたとして、許可取得後も5年毎の更新等、必要に応じて申請・届出が必要なことにご留意ください。

【建設業許可・経営事項審査の電子申請について】

令和5年1月より静岡県を含め多くの行政庁で建設業許可・経営事項審査の電子申請が始まりました。

申請者の事務負担軽減の取り組みとして、法務省（登記事項証明書）、国税庁（納税情報）等他関係省庁とのバックヤード連携が用意されています。これにより添付書類削減等、申請者の利便性が良くなるメリッ

トがあります。

従来の紙申請と同様、行政書士が顧客から電子上で委任状をもらうことにより顧客の申請を代理で行うことが可能になっています。

電子申請を利用するためには申請者（顧客建設業者）と代理人（行政書士）の双方がデジタル庁提供の認証サービスである「gBizID（ジービズアイディー）プライム」アカウントを持っていることが必要です。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

gBizIDプライム取得にかかる費用は無料ですが、2週間程度（注*）の審査期間がかかりますので、思い立ったら早い段階での取得をおすすめします。

（注*）2023年8月29日より個人事業主のマイナンバーカードを利用したgBizIDプライムのオンライン申請機能が追加されました。その場合は書類の郵送が不要となり審査期間が短くなります。

電子申請は、国土交通省の建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：ジェーシップJapan Construction Industry electronic application Portal）から行います。JCIP上で顧客から委任状を承認された後、電子で書類を作成していきます。慣れるまでは、詳細な操作マニュアル（300ページ以上！）が用意されているので目を通すとスムーズに入力できます。

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsu_gyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

今後の行政書士業務にとって電子申請は避けることのできないものとなっています。積極的に電子申請に取り組んでみてはいかがでしょうか。「習うより慣れよ」です。

Q

廃棄物の処分

産業廃棄物は、一般廃棄物と違って特別な廃棄物の処理（個別に収集運搬業者へ依頼し、マニフェストに従って処理する）が必要ですが一般廃棄物の中でも自治体の集積場には出せないものがあると聞きます。どんなものがありますか？

A

1 事業系一般廃棄物

会社やお店など事業活動に伴って排出される廃棄物は「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。産業廃棄物は法及び政令で定められた21種類の廃棄物のことです。

つまり、事業系一般廃棄物とは事業活動に伴って発生した廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物ということになります。

「事業系一般廃棄物」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている用語ではありませんが、下記条文を根拠に各自治体が各々定めているものです。

〔廃棄物の処理及び清掃に関する法律〕

（事業者の責務）

法 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

（国及び地方公共団体の責務）

法 第四条 4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

1-1 事業系一般廃棄物の具体的なもの

事業系一般廃棄物は、紙くずや段ボール、プラスチック製品、金属くず、建材廃材、電子機器の廃棄物、有害物質の廃棄物など、発生工程、排出事業種により一般廃棄物となりますが、自治体で回収する集積場には出せず、事業者自ら処分場へ持ち込むか、一般廃棄物収集運搬の許可のある業者へ依頼する必要があります。

2 他の法律や制度によってリサイクルする廃棄物

2-1 家電リサイクル法の対象品目

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン

家電リサイクル法の対象品目は、家電メーカーによるリサイクルが義務づけられているため、家庭廃棄物として自治体の集積場へ出すことはできません。購入したお店に引き取りを依頼する、指定引き取り場所へ持ち込む、家電リサイクル協力店へ持込などの処理が必要になります。

2-2 オートバイ・自動車・バッテリー

自動車やオートバイに限らずその部品であるエンジン、マフラーなどの物は自治体の集積場には出せません。

車やバイクの部品とみられると集積場では回収されないケースもありますので、車屋さんやバイク屋さん（販売業者・処分業者）に依頼して処分する必要があります。

3 特殊・危険な廃棄物

3-1 特殊・危険な廃棄物の具体的なもの

農薬・化学薬品・ガスボンベ・塗料・金庫・石膏ボード・注射針など

品目によって、成分など産業廃棄物に近い性質もち危険な物や、大きく重いものなど個別に処分する必要がある物については、販売店や処分業者などまたは市へ処分の方法を確認する必要があります。産業廃棄物または事業系一般廃棄物に当たらなくても個別に処分業者（処分場）を探す必要があります。

行政書士として求められること

行政書士の仕事として、収集運搬の許可を取得したい、処分業の許可を更新したいなどの許認可に関わる上で許可を取得するための知識を広げていくことがお客様のためにも必要ではあるのですが、昨今、空き家問題など産業廃棄物以外の廃棄物の問題に直面することもあり、細かな分別をしないと片付けが進まないなど一般廃棄物の処分方法についても精通していないと解決できないことも増えてきています。

成分的には同じ廃棄物でも、事業所から排出されるか一般家庭から排出されるかで出し方が変わってくるもの、一般家庭から排出される廃棄物でも自治体では回収してくれず自ら処分業者を探さなければならない物など、廃棄物の問題は複雑化しています。

仕事に役立つIT活用

第20回 「PDFファイルを編集しよう」

広報委員会 柴 友理

PDFファイルは編集・加工ができない！と思い込んでいませんか？

官公庁でHPに公開されている申請書には『PDFファイル』と『wordファイル』の両方があったりします。それをいざ使おうという時に、PDFファイルは読み取り専用で書き込みができないし、wordファイルは文字を書き入れると改行がおかしくなったり、表がくずれたり、フォントの大きさが…とイライラすることも。

今回はそのような時におススメな、PDFファイルを編集・加工することができるアプリケーション『PDF-XChange Editor』をご紹介します！

昨今、講習会の資料をデータで持ち込むことも多いのですが、このアプリケーションさえあればPDFの資料上にメモやマークをすることが可能になりとても便利です!!

『PDF-XChange Editor』をダウンロードする

『窓の杜』のHP

https://forest.watch.impress.co.jp/library/nav/genre/offc/document_pdf.html より

①PDF-XChange Editor の「詳細」をクリックする



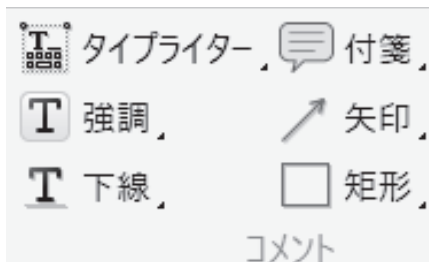
②次ページ「窓の杜からダウンロード」をクリックし、パソコン等にインストールする



『PDF-XChange Editor』を使ってみよう

※規定値に設定しておけば、PDFファイルが『PDF-XChange Editor』で開きます

ツールはこのようにたくさんありますが

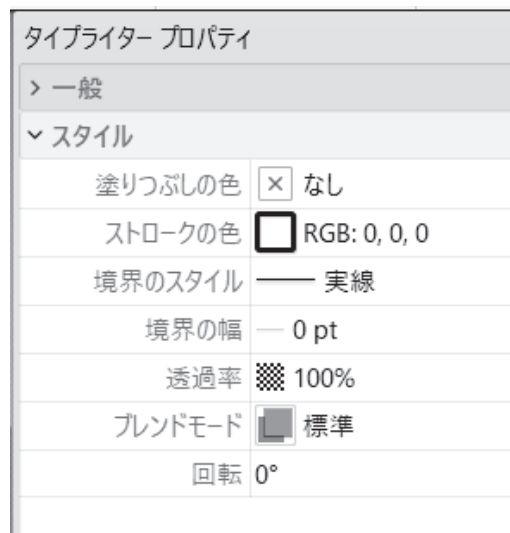


無料版で使えるのはこの部分だけです

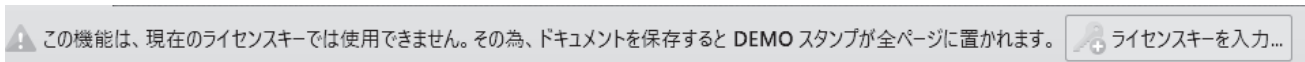
※製品版を購入すると全ての機能が使えますが、申請書の作成や講習会の時の編集ならば無料版でも事足りると思います

- タイプライター：ファイルに文字を挿入
- 強調：文章にマーカをつける
- 下線：文章に下線をつける

などの編集ができます。それぞれ右クリックをするとプロパティが出てきて、塗りつぶしをなくしたり、マーカの色を変えたりすることができます。



無料版で使用できないツールを使おうとすると



↑このようなメッセージが出てきます。

そのまま編集を続けてファイルを保存すると、文書にこのようなマークがついてしまうのでご注意ください



2024年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 酒井 佑一郎

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないのでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をピシッと押さえておきましょう。

ICT技術

ITと似たような意味で使われる「ICT」。名前を聞くことは多くても、詳しい意味は知らない、という方も多いのではないのでしょうか。

ITは「情報技術」、ICTとは「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、意味は「情報通信技術」を意味する言葉です。ITはコンピューターやソフトウェア、アプリケーションなどの情報技術そのものです。対して、ICTは通信技術を使って人とインターネット、または人と人がつながることを表します。

身近な例で説明すると、SNS上でのやり取りやメールでのコミュニケーションも該当します。ネット通販やチャット等、人同士のコミュニケーションを手助けする事もICTに該当します。ITはハード・ソフト・アプリケーション・OA機器等の全体を意味するもので、ICTは「IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法のことで。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 古橋 洋美



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。

コーヒープレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。

皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。



作者：中島 京子
中央公論新社

東日本大震災の被災地にある保育園にボランティアへ行ったミュキさん。そこでスリランカ人のクマラさんと出会う。二人は一年後東京の商店街で偶然の再会を果たす。ミュキさんとクマラさんは徐々に惹かれあっていき、結婚を決意する。しかし結婚式の予定が近づくとクマラさんの態度が次第に変化していく。。。

ミュキさんの娘マヤ目線で語られる「外国人」が日本で働いたり暮らしたりするための【在留資格】のこと、【不法滞在】のこと、【強制収容】のこと、【難民】のこと。読みながら「早めにお近くの行政書士に相談してよ!」「行政書士に相談してたらこうはならなかったのに～」と何度思ったことか(笑)

今後も日本で暮らす外国人が増えることが予想されます。様々な問題も出てくる可能性もあります。入管業務に携わっている一人の行政書士として深く考えさせられた一冊でした。NHKのドラマを見た方もいるかもしれませんが、ドラマでは表現しきれなかった部分もあるので、ぜひ小説を読んで頂きたいです!

掲示板

投稿記事募集のお知らせ

広報誌「行政書士しずおか」では皆様からの投稿記事を募集しております。
ジャンルは特に定めません。業務に関係するもの、個人的趣味に関するものなど何でも結構です。

このような投稿をお待ちしております ↓↓

- 観光情報や予定されているイベント（観光地、お祭りなどの写真やおすすめ内容、名物などの地域密着情報）
- 自作の川柳・詩（ポエム）などの芸術作品（写真や絵画、旅行記を何回かに渡って掲載させていただいたこともあります）
- 各支部における活動報告（各支部で行った講習会などの報告、次回の活動予定など）
- 各委員会における活動報告
- そのほか、購読者さまにとって有益な情報と思われるもの

本誌は静岡県行政書士会会員さまのほか、各関係行政機関にも配布されています。あなたやあなたの所属を広くアピールするチャンスです。是非広報誌をご活用ください！

投稿の際にご注意いただきたいこと

投稿の内容によっては掲載を差し控える場合がございます。

原則として投稿作品の返却は致しません。

文章による作品の場合、誤字脱字や表現の変更をさせていただくことがあります。

第三者の著作権・商標権・肖像権などを侵害している記事はお止めください。投稿者さまのオリジナルをお願いいたします。

令和5年度定時総会及びソフトボール・グラウンドゴルフ大会において実施した募金によって集めた資金を、地域福祉向上に役立てるべく静岡県社会福祉協議会に寄付いたしました。

寄付金贈呈式 令和5年12月12日(火)

贈呈式参加者 会長 平岡 康弘
副会長 土田 哲

寄付した金額 100,000円
(令和4年度までの累計 3,053,612円)



Bulletin board

会 員 の 動 静 新入会員



おのだ あや か
小野田 綾 花

沼津支部
令和5年7月1日
あや凧行政書士事務所
駿東郡清水町長沢1046番地の
10

〒 411-0905
TEL 090-9926-0529

〈コメント〉

はじめまして。社会の役に立てるように頑張ります。よろしくお祈りします。



いま い はる き
今井 晴 己

清水支部
令和5年8月1日
Haru行政書士事務所
静岡市清水区三保277番地

〒 424-0901
TEL 070-2671-0830

〈コメント〉

新入会員の今井春己と申します。人々のお役に立てるよう努力して参ります。



さ の しん た ろ う
佐野 新太郎

志太支部
令和5年8月15日
行政書士佐野新太郎事務所
焼津市高新田1828-2

〒 421-0204
TEL 090-5456-2185

〈コメント〉

皆様のお役に立てる行政書士を目指し、知識の研鑽に励んでいきたいと思っております。



ふな こし りゅう いち
船越 竜 一

静岡支部
令和5年8月15日
行政書士船越竜一事務所
静岡市葵区鷹匠2丁目8番10号
静鉄鷹二センタービル3F-14

〒 420-0839
TEL 050-8887-2754
FAX 050-8887-2755

〈コメント〉

愛知県より引越して参りました。静岡について皆様に色々お教え頂ければと思っております。



お ば た ゆ か
小幡 由 佳

三島支部
令和5年8月15日
おばた行政書士事務所
田方郡函南町仁田667-36-
201

〒 419-0114
TEL 070-1610-4742

〈コメント〉

日々学び、精進します。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお祈り致します。



てら もと あゆむ
寺 元 歩

中遠支部
令和5年8月15日
ねこのて行政書士事務所
磐田市国府台74番地1

〒 438-0077
TEL 080-7538-2762

〈コメント〉

DX支援が得意です。お客さまの為に全力で猫の手、貸します！

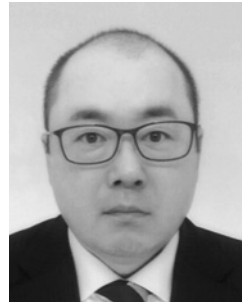


にしがや のぶ ゆき
西ヶ谷 宣之

清水支部
令和5年8月15日
にしがや行政書士事務所
静岡市清水区相生町6番17号
静岡市清水産業・情報プラザ6階609号
〒 424-0821
TEL 080-6920-3444
FAX 054-333-5577

〈コメント〉

各先輩方に学び、1日も早く「依頼して良かった」と言われる行政書士になります。



あさ か とも ひろ
浅賀 智浩

島田支部
令和5年8月15日
浅賀行政書士事務所
島田市金谷東2丁目3482-388
〒 428-0013
TEL 0547-74-1836

〈コメント〉

25年ぶりに地元に戻ってきました。地域の方に信頼される行政書士になれるよう頑張ります。



とよ だ か な
豊田 佳奈

西遠支部
令和5年10月2日
行政書士豊田佳奈事務所
浜松市南区恩地町205番地の6
〒 430-0814
TEL 080-7329-6003

〈コメント〉

信頼関係を大切に、常に透明性と誠実性を重視して業務に励みます。よろしくお願い致します。



あか ほり ひろし
赤堀 洋

掛川支部
令和5年10月1日
行政書士赤堀事務所
掛川市千浜4524番地
〒 437-1412
TEL 090-9126-1865

〈コメント〉

この度、東京会から移転してきました。社会保険労務士との兼業になります。宜しくお願いします。



たけ うち まさ のり
竹内 正則

掛川支部
令和5年10月15日
竹内行政書士事務所
掛川市中央高町132
〒 436-0046
TEL 0537-23-4884
FAX 0537-23-4884

〈コメント〉

依頼者様に寄り添い、社会に貢献できるよう精進して参りますので、宜しくお願い致します。



おか だ もと み
岡田 基実

沼津支部
令和5年11月1日
バース行政書士事務所
沼津市寿町21番35号
〒 410-0053
TEL 055-928-4012
FAX 055-213-0047

〈コメント〉

国際業務を頑張りたいと思います。よろしくお願い致します。

すず き まさ つぐ
鈴木 正 次

裾野支部
令和5年11月1日
鈴木正次行政書士事務所
裾野市千福190番地7
プリムヴェール102
〒 410-1116
TEL 090-8189-3396

〈コメント〉

長年の行政職の経験を活かし、地域の皆様と行政庁との懸け橋となれる様、尽力したいと思います。

たき ぐち あき ひと
滝 章 仁

清水支部
令和5年11月15日
行政書士瀧事務所
静岡市清水区相生町6-17
静岡市清水産業・情報プラザ611号室
〒 424-0821
TEL 070-5440-2030

〈コメント〉

お客様に信頼される行政書士になれるよう精進します。よろしくお願い致します。

かつまた よし のぶ
勝間田 芳 信

御殿場支部
令和5年11月15日
行政書士かつまた事務所
御殿場市川島田790番地5
〒 412-0045
TEL 0550-83-4080
FAX 0550-83-4080

〈コメント〉

初心に返って誠実に業務に取り組んでいこうと思えます。どうぞ宜しくお願いします。

くるしま かつ のり
久留島 勝 則

西遠支部
令和5年11月15日
久留島勝則行政書士事務所
浜松市中区佐鳴台六丁目7番4号
〒 432-8021
TEL 053-415-1570
FAX 053-415-1571

〈コメント〉

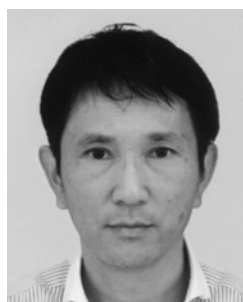
「何事にも前向きに！」税理士との兼業です。よろしくお願い致します。

さ と う ま さ と
佐 藤 匡 人

静岡支部
令和5年11月15日
佐藤匡人行政書士事務所
静岡市駿河区中田三丁目2番18号
〒 422-8041
TEL 054-282-0740
FAX 054-284-6241

〈コメント〉

この度、静岡支部に登録させて頂きました。よろしくお願い致します。

わ だ たかし
和 田 崇

西遠支部
令和5年11月15日
行政書士和田崇事務所
浜松市中区高林一丁目1番29号
ぶち蔵高林201
〒 430-0907
TEL 080-6985-5130
FAX 053-489-5703

〈コメント〉

地域の皆様に信頼していただける行政書士を目指します。よろしくお願い致します。



ら ち ま さ た け
良 知 昌 武

榛原支部
令和5年12月15日
良知昌武行政書士事務所
榛原郡吉田町住吉3348番地の
2

〒 421-0301
TEL 0548-33-0233
FAX 0548-33-0233

〈コメント〉

中小企業診断士と兼業で開業しました。皆様よろしくお願いたします。



や な ぎ も と ひ と し
柳 本 仁

三島支部
令和5年12月15日
行政書士柳本仁事務所
田方郡函南町畑毛497番地

〒 419-0111
TEL 090-7672-6751

〈コメント〉

県職員時の知識と経験を活かして、民と官を結ぶ役割を果たします。指導支援願います。



つ し み ひ ろ し
都 志 見 浩

清水支部
令和5年12月15日
都行政書士事務所
静岡市清水区清水町6番10号

〒 424-0947
TEL 054-368-7979
FAX 054-368-7978

〈コメント〉

この度清水区次郎長通り商店街にて開業しました。地域の皆様に愛される行政書士を目指します。



こ す ぎ か い と
小 杉 海 人

西遠支部
令和5年8月15日
行政書士法人アサヒ総合事務所 浜松事務所
浜松市中区和合町27番地の55
T-BOX 2階B号室

〒 433-8125
TEL 053-543-9685
FAX 053-543-9775

〈コメント〉

弱輩ではございますが、周りの方々のお力添えをいただきながら精進して参ります。



な か の け ん じ
中 野 謙 治

西遠支部
令和5年10月2日
アリアス行政書士法人
浜松市中区富塚町315番地

〒 432-8002
TEL 053-471-5735
FAX 053-473-9617

〈コメント〉

行政手続きについてお悩みのある方はお気軽にご相談下さい。宜しくお願致します。

廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
西野 彰	静岡	静岡市駿河区馬淵三丁目9番10-1号	R5.8.8
土橋 知之	清水	富士市中之郷2470番地の1	R5.8.17
内田 賢一郎	志太	焼津市西小川5丁目16番地の20	R5.8.30
田中 鐘吾	静岡	静岡市葵区瀬名5丁目13番13号	R5.8.31
大須賀 久雄	志太	藤枝市岡部町岡部425番地の1	R5.8.31
山本 新太郎	清水	静岡市清水区真砂町5番23-802号	R5.8.31
鈴木 健治	清水	静岡市清水区馬走968番地の50	R5.8.31
渥美 正明	西遠	浜松市東区常光町106 オフィス常光203号室	R5.8.31
吉田 雅信	西遠	浜松市西区桜台三丁目3番10号	R5.8.31
種村 春夫	西遠	浜松市佐鳴台2丁目16番3号 アーバン佐鳴台136号	R5.9.28
小池 政祐	富士	富士市久沢805番地の2	R5.9.28
鈴木 五	西遠	浜松市南区参野町174番の2	R5.9.29
上村 保治	西遠	浜松市東区大蒲町93番地の13	R5.9.30
鈴木 勉	西遠	浜松市中区中島4丁目14番2号	R5.9.30
鈴木 正志	志太	焼津市田尻758-1	R5.9.30
吉岡 優	静岡	静岡市駿河区池田2301番地の18	R5.9.30
高橋 悟朗	榛原	榛原郡吉田町住吉1515番地の1	R5.9.30
中村 友三	西遠	浜松市南区渡瀬町20番地	R5.9.30
高橋 和壽	西遠	浜松市天竜区青谷2117番地	R5.9.30
齋藤 保幸	沼津	沼津市千本緑町二丁目10番地の1	R5.9.30
酒井 重男	西遠	浜松市中区中沢町32番5号	R5.9.30
藤田 幸雄	島田	島田市大柳45番地の1	R5.9.30
酒井 憲明	西遠	浜松市東区有玉台四丁目6番2号	R5.9.30
岡村 節雄	島田	島田市伊太1172番地の7	R5.9.30
坂田 啓輔	西遠	浜松市南区東若林町612番地	R5.9.30
杉澤 正人	三島	三島市梅名323番地の3	R5.11.21
池田 淳一	榛原	牧之原市静波75番38	R5.11.30
二宮 弘司	富士宮	富士宮市杉田495番地の4	R5.11.30
鈴木 隆文	静岡	静岡市駿河区谷田24番4号	R5.11.30
山田 勝一	西遠	浜松市中区佐鳴台1丁目6番11号	R5.12.4
中里 龍彦	沼津	沼津市吉田町26番15号	R5.12.6
金子 宏一	富士	富士市今泉3丁目13番4号	R5.12.31
鈴木 里恵	三島	三島市大宮町3丁目20番22号 パークサイド・レオ1F	R5.12.31

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏名	支部	事務所	死亡年月日
小林 繁	静岡	静岡市葵区上足洗1丁目2番16号	R5.9.18

法人成り

登記年月日	R5.9.1	支 部	静岡
主たる事務所の名称	行政書士法人KIZUNA	フリガナ	ギョウセイショシホウジンキズナ
〒	420-0035	所在地	静岡市葵区七間町6番地の2 七間町銀河ビル2F-A
TEL	054-273-6565	FAX	054-291-5858
代表社員	平田 淳也	社員	

登記年月日	R5.9.20	支 部	榛原
主たる事務所の名称	行政書士法人あやめ事務所	フリガナ	ギョウセイショシホウジンアヤメジムショ
〒	421-0301	所在地	榛原郡吉田町住吉539番地の1
TEL	0548-23-4691	FAX	0548-23-4692
代表社員	増田 敏子	社員	

登記年月日	R5.8.1	支 部	静岡
主たる事務所の名称	レジスト行政書士法人	フリガナ	レジストギョウセイショシホウジン
〒	420-0856	所在地	静岡市葵区駿府町1番47号 藤ビル4階
TEL	054-275-2521	FAX	054-275-2522
代表社員	青木 正勝	社員	

登記年月日	R5.11.1	支 部	静岡
主たる事務所の名称	行政書士法人コントレイル	フリガナ	ギョウセイショシホウジンコントレイル
〒	420-0032	所在地	静岡市葵区両替町一丁目6番地の8 第一松永ビル3階
TEL	054-653-2254	FAX	054-653-2262
代表社員	黒田 忍	社員	杉山 訓子

登記年月日	R5.11.16	支 部	西遠
主たる事務所の名称	アリアス行政書士法人	フリガナ	アリアスギョウセイショシホウジン
〒	432-8002	所在地	浜松市中区富塚町315番地
TEL	053-471-5735	FAX	053-473-9617
代表社員	中野 謙治	社員	中野 和嘉

法人の退会

登記年月日	R5.7.31	支 部	静岡
主たる事務所の名称	KアンドF行政書士法人	フリガナ	ケイアンドエフギョウセイショシホウジン
支店名称	KアンドF行政書士法人 静岡支所	フリガナ	ケイアンドエフギョウセイショシホウジン シズオカシヨ
〒	420-0856	所在地	静岡市葵区駿府町1番47番 藤ビル4階
TEL	054-275-2521	FAX	054-275-2522
代表社員	松村信孝（東京会）	社員	青木 正勝

会員数	1,515名
令和5年12月31日 現在	34法人

会議議事内容

令和5年度 第7回 常任理事会

開会日：令和5年9月6日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和5年8月1日～9月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 職務上請求書の使用について
不適切使用会員への指導等を報告
 - イ J A様との終活に関する協定について（現状報告）
協定後のJ Aの対応等を報告
 - ウ 公証人会との広報活動の連携について
日行連依頼の内容、本会の対応等を報告
 - エ 総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の周知活動について
総務省通知の内容及び日行連の周知活動の詳細を報告
 - オ 一般倫理研修の会場受講について
現時点の受講実績、会場受講の案内について報告
- ③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和5年度新入会員特別研修会について
9月19日研修会の運営方法、各担当者を確認、協力依頼
 - ウ 令和5年度行政書士試験について
本部長としての役割及び打合せ等の日程を説明、協力依頼
 - エ 令和5年度行政書士制度広報月間について
本年度予定している月間中の広報活動の詳細を説明、協力依頼
 - オ 会費未納者への対応について
日行連関東地方協議会所属単位会の対応を紹介、今後の方針を協議
 - カ 行政書士への業務委託を含めたマイナンバーカード取得等マニュアルの作成に係る自治体

向け通知について

市町と単位会との契約による支援活動の詳細を説明、担当者を決定

キ 補助金申請における行政書士の関与について（行政書士業務を公募要領文書への対応）

ものづくり補助金の募集要領について業務への影響について検討

ク 令和6年度親睦大会について

実行委員からのアンケート回答を報告、次年度大会の時期変更を了承

令和6年11月30日(土) 担当支部：富士支部

ケ 建設業許可表及び会員之章の価格改定について

仕入れ価格の上昇、インボイス制度開始に伴う価格改定を検討

コ 日行連関東地方協議会連絡会での日行連へ要望、意見交換会事前アンケートについて

各連絡会の担当者及び出席者を決定

サ コスモス静岡入会希望者について

提案された4会員全員への証明書発行を決定

シ 9月8日第3回理事会議題の決定

議題

報告事項

会務報告

委員会・PT・G活動報告（6～8月）

災害対策本部設置訓練について

一般倫理研修の会場受講について

J A様との終活に関する協定について

公証人会との広報活動の連携について

総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の周知活動について

日行連報告

協議事項

令和5年度行政書士制度広報月間について

令和5年度行政書士試験について

令和6年度親睦大会について

議案の審議

会則施行規則の一部改正及び様式第9号、

第11号の1、同号の2の改正について
 会則施行規則第13条の3規定の様式第7号の1及び7号の2の一部改正について
 補助者等に関する規程の一部改正について
 共済資金運用規程の一部改正について
 役員等選任規程別表第1の一部改正について
 慶弔規程の一部改正について
 本会の各手数料の改定に係る関係規程の一括改正について
 顧問の委嘱について
 委員の委嘱について
 その他の事項
 予算執行状況報告
 理事会構成員による自由討議

ス 9月22日第2回支部長協議会議題の検討
 議題
 報告事項
 会務報告
 災害対策本部設置訓練について
 会則施行規則の一部改正及び様式第9号、第11号の1、同号の2の改正について
 会則施行規則第13条の3規定の様式第7号の1及び7号の2の一部改正について
 補助者等に関する規程の一部改正について
 共済資金運用規程の一部改正について
 役員等選任規程別表第1の一部改正について
 慶弔規程の一部改正について
 本会の各手数料の改定に係る関係規程の一括改正について
 顧問の委嘱について
 委員の委嘱について
 一般倫理研修の会場受講について
 J A様との終活に関する協定について
 公証人会との広報活動の連携について
 総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の周知活動について

協議事項
 本会からの連絡調整事項
 令和5年度行政書士制度広報月間について

て
 令和5年度行政書士試験について
 令和6年度親睦大会について
 支部からの提案要望事項
 一般倫理研修について（静岡支部）
 その他の事項
 支部長協議会構成員による自由討議

セ 会員が作成した車庫証明ラインシステムについて
 システムの内容及び取扱いについて検討

(3) 議案の審議
 ア 委員の委嘱について
 全会一致で理事会への上程を決定
 行政書士試験実行G 富士支部 山本恵会員

イ 会則施行規則第13条の3規定の様式第7号の1及び7号の2の一部改正について
 全会一致で理事会への上程を決定

ウ 役員等選任規程別表第1の一部改正について
 全会一致で理事会への上程を決定

エ 慶弔規程の一部改正について
 全会一致で理事会への上程を決定

オ 本会の各手数料の改定に係る関係規程の一括改正について
 全会一致で理事会への上程を決定

カ 顧問の委嘱について
 全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告
 会費納入状況報告
 繰越差額の推移

(5) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第8回 常任理事会

開会日：令和5年10月6日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和5年9月6日～10月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 9月29日コスモス静岡第12期定時総会について
 コスモス静岡の人事、事業報告及び事業計

画等の議決内容を報告

- イ 綱紀委員会副委員長の選出について
志太分会 梅原勤一 会員
- ウ 静岡市からのマイナンバーカード申請サポート事業連携の申し入れについて
令和5年度事業の内容及び静岡市からの申し入れについて報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和5年度中間監査会について
10月11日(水)13時30分～ 3階会議室
中間監査会への提出資料を了承
 - ウ 令和5年度行政書士試験について
本部要員の担当業務を説明、協力を依頼
 - エ 各委員会で関係部署の電子申請の状況確認並びに行政書士の代理申請の構築にむけた働きかけについて
各業務委員会に行政手続きのデジタル化についての状況確認及び行政書士代理申請枠の設置に向けた働きかけ等を依頼
 - オ 職務上請求書に係る本会役員による確認作業に対する個人情報保護法違反の疑義に対する回答について
回答案を了承
 - カ 道路使用許可申請に関する問合せの回答について
回答案を了承
 - キ いわゆる車庫証明書の作成及び陸運局関連申請手続に関する問合せに対する回答について
回答案を了承
 - ク 浜松市との災害時における行政手続き支援業務の協力に関する協定書に係る疑義について
行政書士業務でないものの記載の可否を協議
 - ケ コスモス本部との協定書見直しについて
協定書の見直し内容を協議、コスモス静岡に協定書案作成を依頼

- コ 慶弔規程別表に基づく餞別又は記念品の支給について
支給額を規定に基づき1.5倍にすることを決定

(3) 議案の審議

- ア 経理規程施行細則の一部改正について
全会一致で可決承認

(4) その他の事項

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第9回 常任理事会

開会日：令和5年11月1日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 会務報告（令和5年10月6日～10月31日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 一般倫理研修の受講状況について
確認テスト合格者1,030名 会場受講84名 計1,114名（73.6%）
 - イ 長期会費滞納者の登録抹消について
長期会費滞納者の廃業及び負債額を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

- ① 通常の業務の執行に関する事項
 - ア 綱紀案件について
現況を報告、対応を協議
 - イ 令和6年新年賀詞交歓会について
令和6年1月26日
ホテルアソシア静岡3階「駿府」
運営方法、次第、来賓等を検討
 - ウ 会則施行規則別表1、別表2の一部改正について
コンプライアンスGを委員会に改めることについて検討
 - エ 講習会講師料等取扱要綱の改正について、継続審議
最低賃金の上昇等に応じた金額への見直しを検討、継続審議
 - オ 補助金申請書類作成に係る行政書士法違反の疑義について
警告文書の通知を決定

カ 静岡市からのマイナンバーカードの申請サポート・代理交付申請手続きの申し入れ及び事業展開について

静岡市からの申し入れ内容を検討、マイナンバー作業部会に一任

キ コスモス本部との協定書見直しについて
コスモス静岡が作成した協定書案を字句訂正の上、了承

ク 講習会支援作業部会の設置について
メンバー 志太支部 金丸好孝会員
中遠支部 桜井俊文会員
他2名を予定

ケ 令和6年2月29日新入会員特別研修会の実施について
日程及び担当者を確認

(3) 議案の審議

ア 支部交付金等に関する規程及び様式第24号、第25号の一部改正について

全会一致で理事会への上程を決定

イ 令和5年度後期会費免除申請について
全会一致で理事会への上程を決定

(4) 予算執行状況報告

会費納入状況報告
繰越差額の推移

2. その他 常任理事会構成員による自由討議

令和5年度 第7回 常任幹事会

開会日：令和5年9月6日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告（令和5年7月31日～9月5日）

② 前回課題とした案件の処理状況

ア 9月6日衆議院議員塩谷立氏企業・業界団体代表者会議&政経セミナーについて

会務重複のため、対応無し

イ 9月1日県議会議員増田享大氏県政報告会について

会長出席を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 9月11日衆議院議員上川陽子氏政経セミナー

について

発起人（静岡県行政書士会会長）、会長他1名の出席を決定

イ 9月19日公明党静岡県本部政経懇談会について

会長他1名の出席を決定

ウ 9月27日中沢公彦静岡県議会議長就任祝賀会について

副会長2名他1名の出席を決定

エ 11月27日衆議院議員勝俣孝明氏を囲む会について

副会長他1名の出席を決定

オ 自由民主党静岡県支部党員・党友の集いについて

東部：10月20日 中部：10月13日

西部10月27日

各地区の購入枚数及び出席者を決定

カ 9月8日第3回幹事会議題の検討
報告事項

経過報告

日政連報告

協議事項

議案の審議

顧問の委嘱について

規約施行細則の一部改正について

予算執行状況報告

その他の事項

幹事会構成員による自由討議

キ 9月22日第2回分会長会議議題の検討
報告事項

経過報告

顧問の委嘱について

規約施行細則の一部改正について

分会活動費の支給について

日政連報告

協議事項

分会からの提案要望事項

政連活動費について

その他の事項

分会長会議構成員による自由討議

(3) 議案の審議

ア 顧問の委嘱について

全会一致で幹事会への上程を決定

- イ 規約施行細則の一部改正について
全会一致で幹事会への上程を決定1

(4) 予算執行状況報告
会費納入状況報告

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第8回 常任幹事会

開会日：令和5年10月6日(金)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和5年9月6日～10月5日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
 - ア 10月2日行政書士制度推進静岡県議会議員連盟設立総会について
議連の設立、役員等を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 11月7日衆議院議員塩谷立氏と明日の日本を語る会について
副会長、副幹事長の出席を決定
- イ 11月27日衆議院議員城内実氏と明日の日本を語る会について
都内開催のため、欠席を決定
- ウ 10月11日中間監査会の実施について
中間監査会資料を了承

(3) 議案の審議

(4) その他の事項

- 11月22日静岡県議会副議長就任祝賀会について
案内が到着したら幹事長が出席

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第9回 常任幹事会

開会日：令和5年11月1日(水)

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告（令和5年10月6日～10月31日）
- ② 前回課題とした案件の処理状況
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ア 11月24日静岡県議会議員天野一氏県政報告会について
副幹事長、分会長の出席を決定
- イ 12月11日静岡市長難波喬司氏市政報告会について
会長の出席を決定
- ウ 12月19日参議院議員牧野たかお氏政経セミナーについて
副会長の出席を決定
- エ 12月19日静岡県議会議員阿部卓也氏政治セミナーについて
副会長、副幹事長の出席を決定
- オ 衆議院議員選挙候補者推薦依頼について
今後の対応等を協議

(3) 議案の審議

- ア 御殿場市議会議員選挙候補者の推薦について
全会一致で幹事会への上程を決定
- イ 静岡県議会議員遠藤行洋氏への顧問委嘱について
全会一致で幹事会への上程を決定

(4) その他の事項

2. その他（常任幹事会構成員による自由討議）

令和5年度 第3回 理事会

開会日：令和5年9月22日(金)

1. 議事

(1) 報告事項

- ① 会務報告（令和5年6月8日～9月7日）
- ② 前回以降本日までの会務報告事項
 - ア 委員会・PT・G活動報告
6～8月の活動を報告
 - イ 災害対策本部設置訓練について
8月9日から23日安否訓練及び9月6日災害対策設置訓練の実施を報告
 - ウ 一般倫理研修の会場受講について
9月22日現在の申し込み状況を報告
 - エ J A様との終活に関する協定について（現状報告）
協定締結以降の状況を報告

オ 公証人会との広報活動の連携について
日公連から任意後見等の制度普及に関する
広報活動の依頼を受け、公証人会との連携協
力を依頼

カ 財産管理業務及び成年後見人等業務を行う
ことについて
日行連が働きかけている財産管理業務及び
成年後見人等業務が行政書士業務であること
の周知の現状を報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

ア 令和5年度行政書士制度広報月間について
行政書士広報月間について説明、協力を依頼

イ 令和5年度行政書士試験について
試験説明会 11月2日(木) 静岡商工会議所
行政書士試験 11月12日(日)

日本大学国際関係学部三島駅北口校舎
監督員及び連絡係への協力を依頼

ウ 令和6年度親睦大会について
開催予定日：令和6年11月30日(土)
支援支部：富士支部

(3) 議案の審議

第1号 会則施行規則の一部改正及び様式第9号、
第11号の1、同号の2の改正について
書面議決により可決承認

第2号 会則施行規則第13条の3規定の様式第7
号の1及び7号の2の一部改正について
書面議決により可決承認

第3号 補助者等に関する規程の一部改正につ
いて
書面議決により可決承認

第4号 共済資金運用規程の一部改正について
書面議決により可決承認

第5号 役員等選任規程別表第1の一部改正につ
いて
書面議決により可決承認

第6号 慶弔規程の一部改正について
書面議決により可決承認

第7号 本会の各手数料の改定に係る関係規程の
一括改正について
書面議決により可決承認

第8号 顧問の委嘱について
書面議決により可決承認

第9号 委員の委嘱について
行政書士試験実行G委員 山本恵会員
(富士支部)

書面議決により可決承認

第10号 会費免除申請について
書面議決により可決承認

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他(理事会構成員による自由討議)

令和5年度 第3回 幹事会

開会日：令和5年9月22日(金)

1. 議事

(1) 報告事項

① 経過報告(令和5年6月8日～9月7日)

② 前回以降本日までの経過報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

(3) 議案の審議

第1号 規約施行細則の一部改正について
書面議決により可決承認

第2号 顧問の委嘱について
書面議決により可決承認

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他(幹事会による自由討議)

令和5年度 第2回 支部長協議会

開会日：令和5年9月22日(金)

1. 議事

(1) 報告

① 会務報告 令和5年6月30日から9月21日

② 本会と支部、ブロック内及び支部相互の連絡
調整に関する事項

ア 会則施行規則の一部改正及び様式第9号、
第11号の1、同号の2の改正について
9月22日理事会で改正を可決承認、同日適
用を報告

- イ 会則施行規則第13条の3規定の様式第7号の1及び7号の2の一部改正について
9月22日理事会で一部改正を可決承認、同日適用を報告
- ウ 補助者等に関する規程の一部改正について
9月22日理事会で一部改正を可決承認、10月1日からの適用を報告
- エ 共済資金運用規程の一部改正について
9月22日理事会で一部改正を可決承認、同日適用を報告
- オ 役員等選任規程別表第1の一部改正について
9月22日理事会で一部改正を可決承認、同日適用を報告
- カ 慶弔規程の一部改正について
9月22日理事会で一部改正を可決承認、同日適用を報告
- キ 本会の各手数料の改定に係る関係規程の一括改正について
9月22日理事会で一括改正を可決承認、10月1日からの適用を報告
- ク 顧問の委嘱について
顧問委嘱の決定を報告し、委嘱状のお渡しを依頼
- ケ 委員の委嘱について
行政書士試験実行G委員 富士支部 山本恵会員
- コ 災害対策本部設置訓練について
8月9日から23日安否訓練及び9月6日災害対策設置訓練の実施を報告
- サ 一般倫理研修の会場受講について
申込状況と未受講者への働きかけの経緯を報告
- シ J A様との終活に関する協定について（現状報告）
協定締結以降の状況を報告
- ス 公証人会との広報活動の連携について
日本公証人連合会から依頼の任意後見等の制度普及に関する広報活動への協力を依頼
- セ 総務省通知「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことについて」の周知活動について
日行連が働きかけている財産管理業務及び成年後見人等業務が行政書士業務であることの周知の現状を報告

(2) 協議事項

- ① 本会からの連絡（提案・要望）事項
 - ア 令和5年度行政書士制度広報月間について
行政書士制度広報月間について詳細を説明、協力を依頼
 - イ 令和5年度行政書士試験について
試験説明会 11月2日(木)
静岡商工会議所5階ホール
行政書士試験 11月12日(日)
日本大学国際関係学部三島駅北口校舎
試験に係る日程及び会場等を説明、支部に監督員及び本部員の推薦を依頼
 - ウ 令和6年度親睦大会について
令和6年11月30日実施予定であると説明
- ② 支部からの連絡（提案・要望）事項
 - ア 一般倫理研修について（静岡支部）
未受講者への対応については、今後検討すると回答
- (3) その他の事項

2. その他（支部長協議会構成員による自由討議）

令和5年度 第2回 分会長会議

開会日：令和5年9月22日（金）

1. 議事

(1) 報告

- ① 経過報告
令和5年6月30日から9月21日までを報告
- ② 静政連と分会相互の連絡調整に関する事項
 - ア 顧問の委嘱について
顧問委嘱の決定を報告
 - イ 規約施行細則の一部改正について
静政連規約施行細則の一部改正を報告
 - ウ 分会活動費の支給について
令和5年度前期分会活動費の支給を報告
- ③ 日政連報告

(2) 協議事項

- ① 静政連からの連絡（提案・要望）事項（9月21日現在提出無し）
- ② 分会からの連絡（提案・要望）事項
 - ア 政連活動費について
分会活動費について意見交換

(3) その他の事項

2. その他（分会長会議構成員による自由討議）

静岡県行政書士会 会員の皆様

このたびの能登半島地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

今回の災害を受け、本会では自然災害基金から被災された単位会に、行政書士による支援活動や被災された会員への見舞金等に活用いただけるよう義援金をお送りする予定ですが、当該基金は規程により目的が定められており、実際の被災者を直接的に支援する用途には使用することができません。

連日各種マスメディアから被災地の困難な状況が報道されており、東南海プレートを有し、常に災害の危機に直面する本県でも他人ごとではいられないと感じております。

本会では各種主催行事に募金箱を設置するなどし、そこで集まった義援金を被害が特に大きかった石川県にお送りし、復旧活動の一助にさせていただく予定しております。

また、会員の皆様の中で義援金にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、下記の郵便振替口座にご送金をいただけますようお願い申し上げます。お送りいただいた義援金は「静岡県行政書士会」として一括でお送りさせていただきます。

皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

本県が義援金を送金する石川県の募集案内

令和6年(2024年)能登半島地震に係る災害義援金の受付について | 石川県

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

本会義援金送金先

郵便振替 00840-7-58772

加入者名 静岡県行政書士会

送金時の注意点 必ず「支部」「会員名」「義援金であること」を明記ください。

募集締切 令和6年5月31日まで

以上

編集後記

遅ればせながら新年あけましておめでとうございます。暦は令和6年、本誌「行政書士しずおか」は312号となりました。

本年は元旦に発生した大きな災害により、多くの方々が被災されているという状況でのスタートとなりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災地の方々が1日も早く元の生活に戻ることができるよう、現地での復興作業に携わる方々を応援いたします。

私たち広報委員会は本年も引き続き会員の皆様に役立つ情報をお届けすべく活動を続けてまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

行政書士しずおか No.312 2024年新春号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp

発行人 会長 平岡康弘

編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 小木隆彬 同委員 菊池美弥・柴 友理・伊藤 僚・酒井佑一郎・古橋洋美・伊藤みほ

印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846

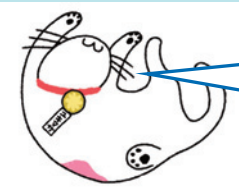

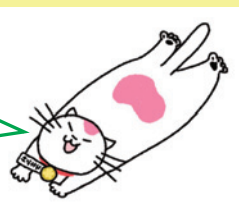
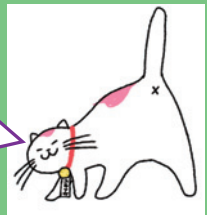
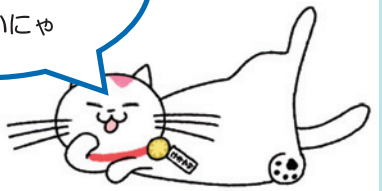
発行年月日 令和6年2月15日

危険！！ あなたの広告 大丈夫？

行政書士の広告等のPR表現にはルールがあります。(こんな記載はないですか？)

- ① 業務を逸脱してはいけません
- ② 市民からの誤解を招く表現があってははいけません
- ③ 他人の権利を侵すような表現をしてはいけません

あなたの広告、SNSの書き込みは.....大丈夫？

<p>法律に違反していませんか？</p>  <p>戸籍の取り寄せだけでも大歓迎にゃ！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的書類の取得代行のみ・閲覧結果報告 ・ 行政書士を名乗っての信用調査や探偵業等 	<p>事実でない表記・誤認の可能性がある記載</p>  <p>会社設立・税金・社会保険、全て私にお任せあれ！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連携を明記しない他士業業務 ・ 曖昧な広告表現等
<p>勝手な過去の案件の掲載</p>  <p>お客様の喜びの声にゃん！！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類で同意を取っていない案件を紹介 ・ 第三者が写っている写真の掲載 ・ 企業秘密の暴露（資料の公開） 	<p>誇大広告・過度な期待を招く内容</p>  <p>元〇省官僚にゃ許認可率は120%！！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成果補償や不確実な確率表示等 ・ 自らの経歴等から有利な効果を期待させる表現
<p>他者の権利を侵す画像撮影・文書</p>  <p>×土木事務所で、〇行政書士が△社の建設業許可申請、提出中！</p> <p>激写！写真ア～ップ(笑)</p>	<p>他者への誹謗中傷・差別的表現</p>  <p>あいつは詐欺師！あそこじゃ許可はおりないにゃ</p>

静岡県行政書士会



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家



貴島 明日香

そうだ、
行政書士に
相談しよう！

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会 後援:総務省

Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations



日本行政書士会連合会 公式キャラクター
ユキマサくん



静岡県行政書士会